大東清掃センターごみ焼却施設 維持管理記録

合和7年度

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の一第一項第一号イに係る項目】

TALK WELLENGT WHAT TO THE WORLD														
炉	処分した一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 号炉	可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ t	847. 43	674. 36	416. 09	306. 36	367. 42	411. 16							3022. 82
2 号炉	可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ t	0.00	168. 32	459. 24	369. 12	600. 07	428. 81							2025. 56
合	計 焼 却 量 t	847. 43	842.68	875. 33	675. 48	967. 49	839. 97	0	0	0	0	0	0	5048. 38

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ロに係る項目】

炉	測 定 場 所	項	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	協定基準値 ※
1 号炉	炉出口 BF入口	測定結果が得られた年月日 燃焼室中の燃焼ガス温度 集じん器流入燃焼ガス温度 排ガス中の一酸化炭素濃度	$^{\circ}$	918 163 3	918 160 4	920 159 5	910 163 6	906 166 7								100	30
2 号 炉	BF入口	測定結果が得られた年月日 燃焼室中の燃焼ガス温度 集じん器流入燃焼ガス温度 排ガス中の一酸化炭素濃度	°C		922 169 2	923 168 3	923 167 3	918 165 3								100	30

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ハに係る項目】

炉	項 目		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 =	冷却設備に堆積したばいじんの除去日												
炉	排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去日					4~6							
2	冷却設備に堆積したばいじんの除去日												
号 炉 排	排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去日					26~28							

- ※協定基準値とは大東 清掃センターの操業に 伴う公害防止に関して 周辺自治会と締結した - 基準値。

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ニに係る項目】

炉	測定場所	項目				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	協定基準値 ※
			排ガスを採取した月日				5月16日		7月25日		9月12日								
			測定結果が得られた月日				6月3日		8月8日		9月30日								
				ばいじん	g/m³N													0.15	0.02
	煙突入口	ばい煙		硫黄酸化物	m³N/h														
1	圧入八日	濃度	検査結果		ppm														30
号				窒素酸化物	ppm		33		36		26							250	100
炉				塩化水素	mg/m³N		1.4未満		1.5未満		1.7未満							700	
					ppm		0.9未満		1.0未満		1.2未満								50
			排ガスを採取した月日																
	煙突入口	1	測定結果が得られた月日																
			検査結果 ng-TEQ/m³															5	0.05
			排ガスを採取した月日				5月30日		7月11日		9月18日								
			測定結果が得られた月日				6月6日		7月24日		9月30日								
			-	ばいじん	g/m³N													0.25	0.02
	煙突入口	ばい煙		硫黄酸化物	m³N/h														
2	圧入八日	濃度	検査結果		ppm														30
号			火虫州木	窒素酸化物	ppm		42		29		45							250	100
炉				塩化水素	mg/m³N		3.8		2.3未満		3. 4							700	
					ppm		2.4		1.5未満		2. 1								50
I				采取した月日															
	煙突入口	1		バ得られた月日															
			検査結果		ng-TEQ/m³													5	0.05